

令和2年7月3日からの大雨による災害に対する
各種お取引に関するお知らせ

令和2年7月9日

このたびの大雨により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

長野県JAバンクでは、今回災害救助法が適用された地域にお住まいのお客様に対しまして、下記により個別対応させていただきますので、お近くの金融店舗窓口へご相談ください。

記

1. 貯金通帳、貯金証書、印鑑等を紛失された場合でも、ご本人であることを確認したうえで便宜扱いによる払い戻しを行いますのでご相談ください。
2. 定期貯金、定期積金等の期限前払い戻し、それらを担保とするお借り入れ等につきましてもご相談ください。
3. 災害による障害のため、支払期日が経過した手形の取立や不渡処分等についてはご相談ください。
4. 汚れた紙幣や硬貨の引換に応じますのでご相談ください。
5. 災害により国債を紛失された場合にはご相談ください。
6. お借り入れいただいている資金の返済猶予や返済額変更等についてはご相談ください。

以 上